

磐井川下流平野における耕地整理の展開

阿部 和夫

一、はしがき

磐井川は栗駒山（奥羽山脈）に源を發し、北上盆地の南西端を通つて北上川本流に合流する川である。この下流平野は、末端部が盆地に続く沖積地、その上流兩岸が洪積地である。耕地整理施行前の土地利用は、河道ぞいの氾濫原と洪積地内の微高地が畑、その他が水田である。

磐井川下流平野の耕地整理事業は、明治末期、昭和初期、戦時中および戦後の四期にわけられ、そのほとんどが施行済みである。

この研究は、磐井川下流平野の耕地整理事業が、どのような時代相のもとにすすめられたかに注意しながら、検討の視点を主として事業区ごとの特色とその経過を明らかにすることにおいてある。

二、耕地整理事業の背景

岩手県における耕地整理の先駆的事業としては、明治三五年に施行された胆沢郡南下幅耕地整理事業が知られるが、同期の磐井川下

表 1 耕地整理事業の概要

年度	組合	地区	事業量	着工年月日	竣工年月日	備 考
明 38	一関沖	沖	40.0 ha	38. 11. 10	39. 5. 20	
38	三 関	三 関	35.0	38	39. 6.	・ 県文書課
39*	黒 沢	黒 沢	141.29	39. 10	40. 5.	
39~41	山 目	赤 萩	320.0	39. 10. 25*	41. 6. *	・ 県文書課
39*	西黒沢	西黒沢	48.66	39. 9	40. 5.	・ 萩荘村史
昭 4~5	豊 隆	豊 隆	33.0*	4. 6. 7	6. 8. 31	・ 須藤氏
18*	高 梨	高 梨	31.36	18. 11. 12	19. 3. 31	・ 萩荘村史
51*	照井堰	五 串	102.6	51.	53. (予定)	・ 組合

一関市 土地改良要覧による

流平野は、地区全域の事業面積はいうまでもなく、単独の事業面積でもそれを上廻るなど県内屈指の事業地区となっている。

事業が施行された背景については、先に若干の検討をおこなっている。ここではその要点にふれておきたい。

明治に入つて岩手県がもつとも力をいれた農業改良策は馬耕の奨励であつた。馬耕教師の養成、競犁会の開催、馬耕具の貸与、馬耕の実演は、この方針をうけておこなわれたものである。西磐井郡の農業改良は、明治三年、山目村に設置された農業試験場をセンターにしておこなわれている。明治三〇年、郡当局は郡制の施行とともに

に巡回教師の制度をとりいれて、
 ①作物耕種、病虫害駆除の指導、
 ②短期講習、③農事に関する調査、
 ④農会その他の農業団体、産業組合の督励、⑤耕地整理の勧誘にあたりとともに、農事奨励費のなかに篤農家の農業奨励員への委嘱、郡指定作地における模範耕作費をとりいれている。そして三二年からは、農事短期講習団体や農友会の主催による馬耕競犁会において馬耕の積極的な奨励につとめている。

明治三七年、県は新たに「対時局産業及勤儉督励部」を設置する

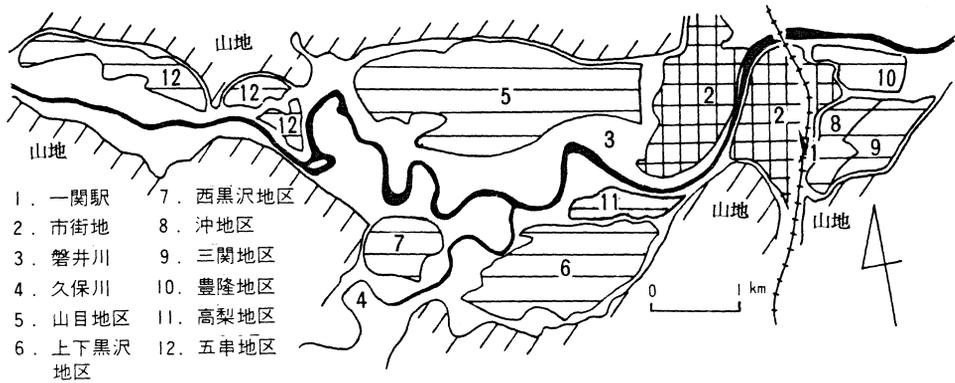


図1 事業地区

とともに、県令、訓令を発して農業生産力の向上につとめている。督励部の下部機関として設置された西磐井支部協議会は、会の実行すべき事項として稲麦種子の塩水選、短冊苗代の実施、通し苗代の廃止、虫病害防除、麦黒穂の防除、二毛作の普及、緑肥作の普及、堆肥の改良と普及、また奨励すべき事項として共同苗代の設置、米麦大豆の増産、牛馬耕をあげている。そして督励員の職務を「各町村ニ受持ノ区域ヲ分担シテ督励ノ任ニ当リ、晋ク実行奨励ノ実ヲ挙クルヲ期スル事」と定めている。協議会は郡役所、各町村役場、農友会、農事試験場と連携を計りつつ、農業改良に大きな成果をあげたのである。西磐井郡の農業改良の指導体制、

並びにこれに対する農民の意識が高かったことは、三四年における短冊苗代の奨励が他郡においてはほとんど受け入れられなかったのに対し、ひとり西磐井郡のみが「今日ノ処ニテハ本郡内ニ於テハ故障ナク実行シ得ラシムヘキ見込ニ之有……」とされていることにも伺える。⁸⁾

明治三十七年の農業改良の進行状況は、短冊苗代が一〇〇%（一三郡）、休閑苗代の廃止が県一八%、西磐井二一%、種もみの塩水選が県五九%、西磐井三九%、稲苗の正条植が県二三%、西磐井五九%となつている。⁹⁾ また三八年の牛馬耕は、県一七七四町に対し西磐井がその八七%にあたる一五四五町、稲の正条植が県四七九町に対し、西磐井がその五二%にあたる二四九町となつている。¹⁰⁾ これは前項と同様、西磐井郡の農業改良が他郡にくらべ一歩先んじていた側面を示している。このような牛馬耕の進展は「其普及ニ従テ区画ノ小ナル田区ニモ実行セラルト雖モ区画ノ大ナルニ従ヒ愈々其功程ヲ進歩シ努力ヲ節減スルコトナルヲ以テ間接ニ耕地整理ノ奨励トナリ」と記されるように、耕地整理にとりくむ状態をつくることになつたのである。¹¹⁾

三、明治末期の耕地整理事業

明治末期、磐井川下流平野で耕地整理事業が施行されたところは、北岸東部の山目、南岸西部の上下黒沢、西黒沢、並びに南岸東部の三関、沖の各地区である。

山目耕地整理事業は、山目村農会長南洞頼頭ほか九名が發起人となつて、県農会に測量技術員の派遣を申請したことに始まる。¹²⁾ 事業

の取りくみの経過は、次の報告にあきらかである。

「従来耕水路ハ不完全ノタメ少シク霖雨ニ際スレバ耕地ハ忽チ河道ト変シ畦畔堤塘道路ヲ崩壊シ肥料ヲ流失シ其害少カラザリキ加フルニ形状大サ共ニ一定スルモノナク極メテ不規則ニシテ畦畔ノ屈曲甚ダシク其所有セル土地ノ如キハ各所ニ散面シ道路ノ配置亦其宣シキヲ得ザルノミナラズ之ガ欠乏セルト大サノ不適當ナルト路面ノ構造宣シカラザルト真直ナラザルトニ因リ交通ノ不便少ナカラス又本地区ノ耕地ハ大半以上濕田ニシテ牛馬耕二毛作ノ如キハ如何ナル方法ヲ講シテ奨励スルモ到底普及ヲ計ルコト能ハズ耕地上最モ不利ナル状態ナリキ此ノ如キヲ以テ本村農會ハ農事ノ改良發達ヲ図リシモ其効ナリトセズ收穫ノ増加ヲ見ス品質モ亦改良増進スルコトナカリキ是ニ於テ本村農會評議員佐藤庄太郎ハ數十名ト協議ノ上明治三七年八月県内各地及隣接ナル宮城県耕地整理地区各地農況視察ヲ企テ農業上諸種ノ事業実行ノ方法ト其効果トヲ目撃シ大ニ感スル所アリ積年改良ニ志タル希望勃々トシテ起リ断然厥起百難ヲ排シテ之ヲ企画センコトヲ思ヒ事ヲ千葉伊佐ニ語ル氏大ニ此事ヲ賞シ加フルニ共力スヘキノ辞ヲ以テセラル亦県庁ニ対シテ技術員ノ派遣ヲ請ヒ実地踏査ヲ求ム時ニ本県技師撰待初郎來村踏査スルニ大ニ良適地ナルヲ認メテ帰庁セラレタリ然ルニ本郡ニ於テハ耕地整理実地測量設計費補助規定ヲ設ケラレ大ニ耕地整理ノ奨励ニ力メラルノ好期ニ接シタリ之ヲ機會トシテ三八年春季皇靈祭日本村農會ニ提出シ大多數ヲ以テ可決ス時ノ本農會長南河瀬頭外九拾名發起人トナリ農會ニ測量技術員ノ派遣申請ヲナシタリ同年四月一日ヨリ技術員來村測量設計ニ従事セリ又一方役場吏員ハ本務時間外ヲ徹シテ其書類ノ調査ヲナ

シ發起人ハ熱誠以テ奨励ニ努メ各戸ヲ訪問シテ其同意ヲ求メタルノ結果十月末日ニ至リ遂ニ全戸同意書ノ調印ヲ得ルニ至レリ」¹³。

工事は地盤にかなりの凹凸があつたためかなり手間どつてゐる。しかし最初の工事区が地主の所有地であつたこともあつて周到な注意が払われ、継続事業の進捗に好影響を与えてゐる。また耕地の地均し、並びに畦畔づくりなど本工事にあたつては、作業を各工区の土地所有者に請負わせ、作業の精粗が自己の利害に直結する体制をとつたことも関係事業を成功させた一因となつてゐる。工事施行後の対策として特記すべきことは、資力の乏しい小作者に総額一五〇〇円の肥料の給付をおこなつたことである。¹⁴これは長年農業改良にたずさわつてきた指導者の先見の明がさせたものである。

事業後の耕地は、水田が三六〇町、畑五〇〇町で、事業前からべて水田が七〇〇町増加してゐる。¹⁵これは主として原野を開いたものである。換地は台帳面積によつておこなわれ、二五〇六町の増歩地（水田）は、事後組合の財産として残され、ここからあがる利益を借金の返済にあててゐる。¹⁷

事業の成果は次の通りである。「排水路最其効ヲ奏シ従来深キ濕田モ変シテ乾田トナリ土地ヲ肥沃ナラシメ灌漑モ亦意ノ如ク行ハレ従ツテ收穫ヲ増加シ米質ヲ改良セシミナラズ二毛作ノ栽培漸ク進歩ノ傾向ヲ呈シ現ニ大麦蚕豆ノ栽培ヲ見ルニ至レリ而テ道路ノ設備ハ幅二間九尺六尺三尺四様ノモノ縦横ニ新設シ其完キヲ得肥料ノ運搬收穫物ノ収納等々多大ノ便利ヲ与ヘ区画ノ形状ヲ正シ出来得ル限り一枚一反歩ニ改メ耕作ヲ便ナラシメ馬耕ノ実施普及スルニ至リテ勞力ヲ節約シ時間ヲ經濟ニシ之等ノ時間ト勞力トハ更ニ之ヲ副業ニ

利用シテ多クノ利益ヲ収ムルニ至リタル等其効甚大ナルモノトス¹⁸。
上下黒沢耕地整理事業は、耕地整理こそ農業改良の第一着手であるという考えのもとに、地区民の指導にあつた平田箴および萩島昌村長の努力による所が大きい¹⁹。

事業内容は次の通りである。「従来灌漑に使用せる水路は此高所に沿ひ延長せるを以て其儘之を使用するの用途なり而して用水路より灌漑し能はざる高地面は地区外にある字松ヶ沢、四の沢、江川の三溜池より引水灌漑の設計なり、字松ヶ沢より排する大排水路は一朝降雨の際は出水夥しきを以て在来の儘之を保存し旧田侵水の予防となせり其他字江川方面の排水に供せんが為め地形の換り目に於て斜に幅五分の大排水路を設けたり、道路は地区の中央を貫き幅一間五分のものを設けて耕作本道となしたるも従来黒沢町より同村村役場及小学校等に通ずる大里道ありしを以て之が改修を図り別に幅二間の大道路を設けたり²⁰。耕地の区画は「一反区又土地の状況に依り五畝区との画一に改め、灌漑水路・道路等は皆直線となりしたため従前の不便を一掃し交通運搬に灌漑水に便を得たるは云うに及ばず、概ね馬耕の使用するを得たりしを以て労力を省き互に境界及水利の紛争等の跡を絶ち²¹」、その効果は極めて大きかつた。

工事上の最大の問題は「整理委員ハ自ら工事ノ監督ヲナシタリ然レ共当業者ニアラザレバ工夫ノ冷笑ヲ受クルガ如ク効果少シ工事ニ従事スル者ハ多ク地方人ニアラザルガ故工事中自ら粗糲ニ陥リ²²」と云ふことであつた。耕地の仮配当後（四十年五月十六日）の地均し、および畦畔の手をおしは、このような状況のもとに行なわれたのである。その実施状況は「如何ナル田区ト雖モ手直人拾人ヨリ下ラ

ス拾五人或ハ式拾人ヲ要セシ部分モ有之然モ其田壹枚ノ水平ヲ得難ク式枚或ハ三、四枚ト区画畦畔ヲ築立タリ其人夫料モ時節柄騰貴シ一日ノ人夫雇料四拾銭ヨリ下ラス五拾銭位迄ニ有之是中ノ田面地均受負料ヨリモ多額ノ手直料ヲ費シ肥料買入ノ目的ヲ以テ各自借入等準備シ置キタル金額ハ手直料ニ散財ヲ生シ借金ニ借金ヲ重ネ²³」、三二町に及ぶ耕地が事業後他村に売渡されてゐる。

事業後の耕地面積は一二五町七反六畝四歩、増歩地は六町一反六畝二七歩（水田）であつた。これは明治四四年三月公売に付され、代価は組合の借入金償還にあてられてゐる²⁴。

西黒沢耕地整理事業は、上下黒沢耕地整理事業と同じ時期にとりあげられ、委員長は徳積小一郎であつた。事業の主内容は用水路の整備と区画の補正である。工事施行中、並びに施行後生じた問題は上下黒沢耕地整理事業の場合と同様である。事業後の面積は四八町六反六畝十四歩で、増歩地は四町九反八畝十六歩であつた²⁵。

磐井川南岸東部の沖並びに三関耕地整理事業は、始め一関町において計画され、後に真滝村が加わつて実質的に一つの事業としてとりあげられたものである。このうち三関の指導者は熱海真滝村長、小野寺英作農会長（委員長）で、沖の指導者は佐藤弥吉（委員長）であつた。事業面積は両事業区合せて八六、八町である。この地区は「灌漑排水路ノ整然タルモノナキヲ以テ用水ノ欠乏悪水ノ停滞ハ絶ユルコトナク為メニ作物ノ發育ヲ害シ土地ノ乾燥ヲ妨ケ地味益々減退シ生産常ニ資本ト相伴ハス農民ノ苦痛ヲ訴フルコト久シカリ²⁷」という問題を有した。事業内容はこのため他地区より一段と災害防備の色あいが強くなつてゐる。

事業内容は次の通りである。「耕作本道ハ幅一間半ニシテ可成在来ノ位置ニ準拠シ地区ノ中央及周圍ニ設ケ耕作支道ハ幅一間ニシテ六十間乃至百二十間毎ニ新設シ大排水渠及大灌水渠ハ地区ノ周圍及中央ニ設ケ小灌水渠及小排水渠ハ六十間毎ニ設ケ又百二十間毎ニ補水溝ヲ設ケ流水ノ平均ヲ計リ小灌水溝及補水溝ヲ設ケ流水ノ平均ヲ計リ小灌水溝及補水溝ハ総テ耕作道ノ兩側ニ沿ハシメタリ」²⁸。この事業の特色は排水路の整備にも力がそがれていることである。

事業の結果は「一枚ノ田区ハ一反歩ヲ有シ耕作支道縦横ニ貫通シ個々直接ノ出入ヲ得其区域ハ井然碁面ノ如ク又出来得ル程度ニ於テ所有地ノ交換ヲ行ヒ各互ニ隣接セシメントスルヲ以テ四時耕耘ノ便ヲ得ルハ勿論肥料收穫ノ運搬ノ容易ナルハ言ヲ待タス」²⁹であつた。なお事業後の所要労力は、区画の拡張と耕作道路の敷設による耕作能率の向上のため従来の約三割減となつてゐる。

ところで耕地整理や水利改善など生産条件の変化は、技術や資本が固定している段階では個別経営にロスを与えるにすぎない。これがスムーズに展開されるためには、①市場など農業をとりまく外的条件の変化、②事業に対する経済的負担力の向上、③社会秩序の変化にたえる農民層の成長が必要である³⁰。

明治末期の耕地整理事業地区をみると、北岸東部の山目、南岸西部の上下黒沢、西黒沢が河川敷より一段高い河岸段丘、南岸東部の三関、沖が丘陵よりの沖積地で、これらはいずれも洪水など自然災害のうれいの少ない土地となつてゐる。地区の用水は藩政期に確立せず、事業にともなう水利面の利害の対立が少ないところであつた。事業が用水の改良を前提とする単独の事業としてではなく、各

地区個々に計画されたのは、地域全体をつらぬく生産的エネルギーの高まりがまだ不十分であつたことによるものであろう。

岩手県の農地の動きをみると、明治末期から大正初期にかけて商業的農業の進行やたびたびの自然災害によつて土地の兼併が進んでゐる。明治三〇年と大正一〇年の土地所有者をくらべてみると、五〇町以上の所有者が二、九倍、五〇町の所有者が一、二倍となつてゐる。一方、水田の小作率は明治三〇年の二八％から、三五年三六％、四〇年四一％となつてゐる。西磐井郡のそれは明治三二年二二％で、明治末年にいたつても三二％を示すにすぎない。先進米作地帯における耕地整理事業は、小作料の増大を契機とする地主制の確立を背景に進められてゐるが、事業地区の所属する西磐井郡は、地主制の進展が県内でも遅れてゐるところであつて、それとの関係は認められない。

いまこの点をさぐるために各事業の発起人、並びに指導者をみると、県会議員、郡長、村長、農会長など行政関係者や耕作地主が名をつらねてゐる。大地主に変るこのような指導者層の成長は、明治初期以降、西磐井郡が農業改良に積極的にとりくんできたことに関係する。そしてこのような対応のしかたこそ、後進農業地帯における事業の推進体制の一類型をなすものである。

ところでこのような事業の推進体制はどうあれ、事業の施行にあつては農民に多額の出費が必要であつた。一般農民が、低い生産段階にありながら関係事業に殊更背をむけることがなかつたのは、明治三五、三八年の兩年、大凶作に見舞われ、それが凶作対策の一つにくみこまれたことによるものである。岩手県の当時の米生産力

は、平年作で五万石（反当一、二石）であつたが、三五年二二万石（同〇・五石）、三八年一九万石（同〇・四石）となつている。

西磐井郡の平年作は六万石内外（反当一・四石）であつたが、三五年二・三万石（同〇・五石）、三八年一・三万石（同〇・三石）と大幅におちこんでいる。三八年の西磐井郡の困窮農民は「現ニ生活ニ困難セントスルモノ」一、四五〇戸、八、五九一人、「特ニ困難セントスルモノ」一、九八二戸、一一、四七五人、合計三、四三一戸、二〇、〇六六人で、困窮者は県内諸郡中、戸数において一位、人数において二位となつている。³¹このようなきとき県当局は、困窮農民救済のため道路工事、³²改築工事、護岸工事、橋架工事を積極的におこなうとともに、関係諸機関に土木工事の実施を呼びかけている。³³耕地整理事業は、特に「永遠の利益をあげる他農民就業の途を開くため救済工事の主なるもの」とされたのである。³⁴

ところで事業区は北岸と南岸のちがいはあれ、いずれも磐井川下流の近接地となつている。事業が一部不参加地区を残しつつ個別にとりあげられた要因はいったい何であつたのか。以下この点について若干の検討を加えておきたい。

まず第一に、地区を一本化して事業を行なうためには、既存の用水体系を廃して新たに地区全域を統括する用水改良が必要であつたが、当時成立した耕地整理法にはそれに対する補助規定がなかつた。西磐井郡の米生産力は、この期によりやく上昇にむかつているが、地区農民にはこのような負担にたえる力がまだ十分には育つていなかったのである。

第二に、用水体系を一本化して事業を行なう場合、農民の負担軽

減のためにも未墾地や畑地の開田が必要であつたが、関係法には前項の場合と同じくこれに対する補助規定がなかつた。地区農民を統括する地主層の未発達な段階では、事業への参加は農家個々の判断にまかされるが、これは米生産の低い状況のもとでは不可能だったのである。

第三に、既存の用水体系のもとに事業を行なう場合、既墾地の給水が前提となるため、新規開田は水利権の問題とからんで困難であつた。不参加地区を残しながら事業が進められた理由もこの点に求められる。

四、昭和初期の豊隆耕地整理事業

昭和初期に耕地整理事業がおこなわれたのは、南岸東部の一関町豊隆地区である。この地区は三三町の土地で、事業前はほとんどが桑園であつたところである。事業の発端は、隣接地区が耕地整理の効果とともに、大正中期に始まる本格的な技術改良によつて米作の優位がますます増大したこと、さらに養蚕経営が大正末期からいちじるしく不安定になつたことに関係する。³⁵事業の主内容は桑園の開田、並びに幅二間の幹線道路、幅一間の耕作道路、標準一反歩の区画整理である。この用水は市街の排水を集めて流入する五間堀に依存したため、実開田面積はわずか五・〇町で、その他は後年磐井川の用水をポンプアップするまで畑として利用されたのである。³⁶

事業後のもつとも大きな問題は、人力に頼つた開田であつたことや砂質土であつたことなどのため、いたるところで漏水が生じたことである。そのため当初計画した生産の確保ができず、負債が重な

つて土地を手ばなした者が多く出ている。

この事業は、大正期の米作技術の確立や開墾助成法の公布による開墾並びに開田の承認を背景にするものであつて、事業とりくみの内外の条件がまだまだ十分でなかつた明治末期の事業とは性格を異にするものである。

五、戦時中の高梨耕地整理事業

第二次世界大戦中に事業がおこなわれたのは、南岸西部の萩荘村高梨地区である。この地区は、大江堰の用水地域からはずれた東西八町、南北六町弱、面積約三〇町の土地で、筆数過多、耕作道路の配置不良のため耕作条件が極端に悪いところであつた。³⁷第二次大戦当時、この土地は養蚕景気の衰退と徴用、応召による労力不足にあつて、およそ三分の一が荒地として放棄されていた。

事業は、戦時下の食糧増産政策の一環としての標準農家事業に指定されたことに始まる。これの遂行に尽力したのは、萩荘村助役熊谷連治（組合長）、佐藤清一、長田喜内らである。事業は十八年十二月起工、作業は地権者を中心とする村民各層、および群馬県より派遣された食糧増産隊（二〇名）の応援のもとにすすめられ、十九年三月に竣工している。³⁸

事業施行前の面積二九町六反（内畑二八町一反）は、施行後三一町四反（内畑二九町三反）と変つてゐる。事業当初、揚水施設を設置して開田しようという主張もあつたが、これは当時の農民の経済力では負担が大きすぎるため畑地の耕地整理となつたのである。事業費は労務費が無償の勤労奉仕でまかなわれたため、極めて少額で

あつた。³⁹

事業は、豊隆地区の場合と同じく食糧増産という時代的要請を背景とするもので、農民の事業に対する意欲はこれによつて触発されたものである。

六、戦後の五串土地改良事業

現在、進行中の事業は磐井川北岸西部の五串地区の土地改良事業である。この地区は蔽美溪を中心とする磐井川の溪谷と北の丘陵地にはさまれた紡錘状の土地で、北岸東部とは丘陵地と南から大きく曲流してくる磐井川によつてへだたつてゐる。用水は地区の西隣りにおいて取水し、北寄り山際を通過する照井堰である。

事業地区は住宅地の多い県道ぞいが除外され、対象面積は一〇二・六ヘクタール、所属農家一四二戸のうち専業一一戸、第一種兼業九一戸、第二種兼業四〇戸である。一戸当りの所有耕地は一・三〇ヘクタールで、そのうち水田が一・二五ヘクタールである。事業内容は湿田の暗渠排水、耕土の少ない土地四・二ヘクタールへの客土、不整形な土地の三〇アール区画への補正、幅員五メートル、四メートル、三メートルの農道の新設、用排水の分離などである。⁴⁰

関係事業がいちじるしい遅れをみたのは、取水地に近接しているため用水条件にめぐまれ、災害防備的な事業の必要性が極めて少なかつたことによるものであろう。しかしこの期にいたつてようやく実施の運びとなつたのは、耕耘機による深耕と肥料の全層施肥、すなわち乾田化を中心とする耕作技術が確立されたことに関係する。とくに農外労働市場の充実と農業所得のおちこみによる農外就業の

強化は、農作業の合理化の要求とあいまって農用諸機械の導入を必須としたのである。土地改良の実施はこのための前提条件となったのである。

七、結 び

磐井川下流平野の耕地整理は、时期的には明治末期から現在進行中のものである。

このうち明治末期の事業は、本格的な米作技術体系の確立前に施行されたもので、県内諸地域の先駆的事业として位置づけられる。事業のとりくみは、関係地域の長年にわたる農業改良によつて指導者層の成長をみたこと、および凶作時の救農策にくりこまれたことなどを背景にしている。

事業諸地区は、用水体系が確立済みなことや、諸災害の少ない土地がらなどのため事業効果を最大限にあげうる条件にあった。これが平野を統括した一事業区としてではなく、個別にとりあげられたのは、関係法の不備や地区全域を支配する地主層の成長をみない段階の生産水準に対応するものである。

明治末期の事業からとり残された地区は、その後、昭和初期の繭に代表される畑作物価格の下落、戦時中の食糧増産運動、そして近年の農業労働の合理化の要求を契機に、順次着工をみてきた。以上のことがらは農業の地域的展開は、時代相の端的な反映であることを示すものである。

ところでこのような事業の進展は、大正期の米作技術の向上を背景に米作部門を強化するとともに、これを基盤に氾濫原や微高地の

高度利用による畑作部門の商業化をうながしてきた。

現在、北上平野各地では大型機械の導入を前提とする区画の再編成がすすめられているが、当該地域の場合、それはほとんど進展していない。これは事業後の農業経営が複合化の方向で定着してきたこと、および都市計画法による住居・工業地域指定によつて、その利用が大きく制約されたことによるものである。

(岩手県立宮古高等学校)

注

- ① 西川治「胆沢地方における耕地整理組合の遺業①」『東北研究 五巻二号』・佐島直三郎「粟野善知と南下幅耕地整理事業」『岩手史学研究 46』
- ② 阿部和夫「明治末期の山目耕地整理事業」『岩手史学研究 No. 62』(昭和五二年) 七八～二九頁
- ③④ 森嘉兵衛『明治前期岩手県農業発達史』農業総合研究刊行会(昭和二八年) 六六～七一頁、一一六頁
- ⑤⑧⑪ 明治四二年岩手県勸業課『各郡勸業施設関係綴』
- ⑥ 競犁会への補助は明治三九年から開始され、年間五万円が支出された(明治四二年岩手県勸業綴)。
- ⑦⑨⑲⑳ 明治三八年岩手県農務課『農業奨励其他綴』
- ⑩ 明治三八年岩手県勸業課『産業督励綴』
- ⑫⑬⑭⑮ 明治四一年岩手県勸業課『耕地整理組合綴』
- ⑯⑳ 明治四〇年岩手県農務課『耕地整理綴』
- ㉑ 阿部初雄照井堰土地改良区理事長による。
- ㉒ 一関市史編纂委員会『一関市史第四巻』(昭和五二年) 六六六頁

- ⑳ 明治四二年岩手県農商課『耕地整理綴』
- ㉑ ㉒ ㉓ 萩荘村『萩荘村史』（昭和三〇年）一四九頁、一四九頁、一五〇頁、一五二頁、一五四頁
- ㉔ 農民の困窮は、三五年に続く凶作のため抵当物件をなくしていったことにも関係する。
- ㉕ 仙台農民事務局『岩手県北上川水系における農業水利の展開』二〇頁
- ㉖ 明治三八年岩手県庶務課『凶作救済関係綴』
- ㉗ 道路工事など八五か年で実施。四五六、〇〇〇人の救農。
- ㉘ 鉄道工事などの実施を関係当局に働きかけた。
- ㉙ 明治三八年岩手県庶務課『凶作ニ関スル書類綴』
- ㉚ 阿部和夫「江刺平野における土地改良の展開（上）」『歴史地理学紀要15』（昭和四八年）一七六～一七七頁
- ㉛ 須藤弥左エ門氏による。
- ㉜ ㉝ 熊谷泰雄氏による。
- ㉞ 照井堰土地改良区『団体管（五串）土地改良計画書』

The Development of Land Improvement in Iwai Plain, Northern Japan
Kazuo ABE

In this paper the author explicated the development of land improvement in Iwai Plain since the Meiji Era, and obtained the following remarks.

The land improvement in this area has been carried out intermittently at four periods i.e., at the end of the Meiji Era (1905-), at the beginning of the Showa Era (1929-), during the World War II (1943-), and at the present time. In the undertakings of land improvement through these periods, that of the end of the Meiji Era was advanced most extensively. In this period, the land improvement was one of the countermeasures to the frequent agricultural disasters caused by cool summer. The peasants' awareness of the necessity of this undertaking promoted its progress. The cultivated fields improved were on river terraces free from calamities, where the developing technique of rice cultivation in those days was effective.

The following undertakings were carried out coping with the circumstances surrounding agriculture at each period; the depreciation of sericulture products and crops other than rice at the beginning of the Showa Era, the campaign for increase of food-stuff production during the World War II, and modernization in cultivating due to the shortage of labor at the present time.